

# 鶴岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成25年4月

山形県

[目次]

1. 基本的事項	1
(1) 基本的な考え方	1
① 山形県における総合発展計画・長期構想における庄内地域の発展方向	1
② 圏域づくりの方針	2
③ 庄内南部圏域における都市計画区域マスタープランの考え方	2
④ 庄内南部圏域の将来像	2
⑤ 庄内南部圏域の将来都市構造	3
(2) 目標年次	5
(3) 対象範囲	5
2. 都市の将来目標	6
(1) 現状と課題	6
(2) 基本理念と都市づくりの方向性	7
(3) 地域ごとの将来像	8
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針	9
(1) 区域区分の有無	9
(2) 区域区分の方針	9
① 人口及び産業の見通し	9
② 市街地の概ねの規模	10
4. 主要な都市計画の決定の方針	11
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 主要用途の配置の方針	11
② 市街地における建物の密度の構成に関する方針	11
③ 市街地における住宅建設の方針	12
④ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針	12
⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針	13
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	15
① 交通施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	15
② 下水道及び河川の整備の方針	18
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	19
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	20
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	20
② 市街地整備の目標	20
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	20
① 基本方針	20
② 主要な緑地の配置の方針	21
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	21
④ 主要な緑地の確保目標	22

## 1. 基本的事項

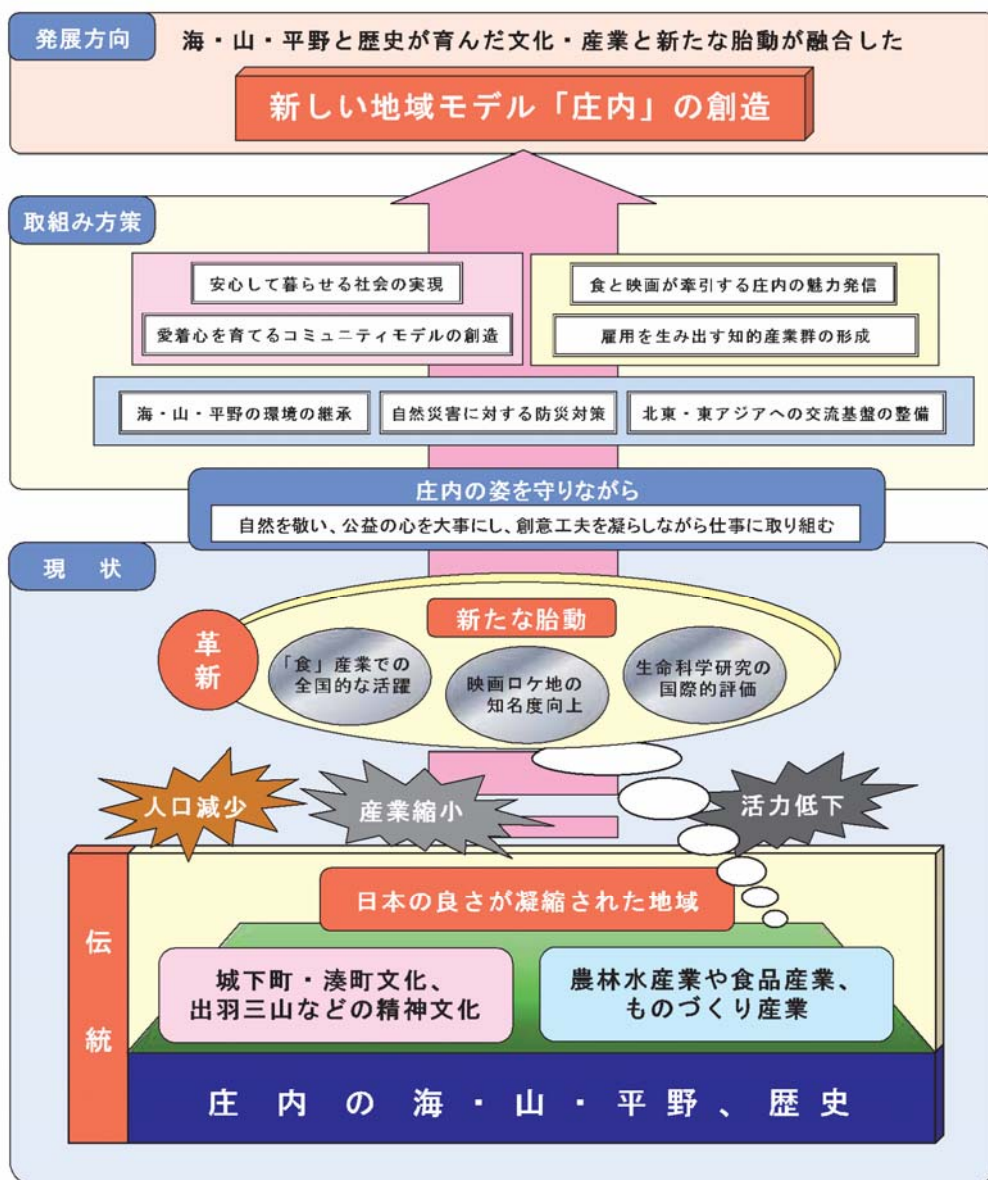
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」といいます。）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。

### (1) 基本的な考え方

#### ① 山形県における総合発展計画・長期構想における庄内地域の発展方向

第3次山形県総合発展計画・長期構想において、庄内地域の発展方向は『海・山・平野と歴史が育んだ文化・産業と新たな胎動が融合した新しい地域モデル「庄内」の創造』としています。

#### ◆庄内地域の発展方向



## ② 圏域づくりの方針

庄内南部圏域は、古くから信仰の地として栄えた出羽三山を擁する出羽山地で、山形県内陸部とは地形的に分断され、最上川の舟運はあったものの、庄内北部圏域と一体となって庄内地域として独立した圏域を形成してきました。庄内南部圏域は江戸時代に庄内藩の城下町、また米どころとして、庄内北部圏域は、西回り航路の北前船交易の港町として庄内南部、北部圏域が全体として栄えてきました。

一方で、庄内南部圏域を構成する市町は、城下町の鶴岡、出羽三山の信仰の地である羽黒など、それぞれの個性を大切に育みながら都市を形成していますが、近年の人口減少や少子高齢化、郊外型店舗の立地等により既存の都市整備の整った中心部の活力が失われつつあります。

現在、日本海沿岸東北自動車道、新庄酒田道路などの広域交通網の整備が進められており、より広域な交流の環境ができつつあります。

庄内南部圏域の今後の都市づくりを考えるにあたっては、それぞれのまちが海・山・川・平野と歴史が育んだ豊かな生活（個性）を失うことなく互いに連携できるような空間づくりを行うことによって、全体としての魅力を向上していくことが重要です。

## ③ 庄内南部圏域における都市計画区域マスタープランの考え方

庄内地域における都市計画区域マスタープランは、発展方向である『海・山・平野と歴史が育んだ文化・産業と新たな胎動が融合した新しい地域モデル「庄内」の創造』の実現を図ること、かつ、市町村合併が行われ、新たな枠組みの中で都市計画区域の再編の検討が必要になることから、あらかじめ既存の都市計画区域を超えて一体的な庄内地域を基本単位として将来像を設定することで、それぞれの都市計画区域が連携を図りながら都市づくりを推進します。

## ④ 庄内南部圏域の将来像

第3次山形県総合発展計画における庄内地域の発展方向と庄内南部圏域の都市計画区域マスタープランの基本理念を踏まえ、「海・山・川・平野と歴史が育んだ豊かな生活（個性）を支える空間づくり」と設定します。

### ◆圏域の将来像

#### ◆第3次山形県総合発展計画・長期構想の庄内地域の発展方向

海・山・平野と歴史が育んだ文化・産業と新たな胎動が融合した新しい地域モデル「庄内」の創造

#### ◆都市計画区域マスタープランにおける庄内南部地域都市計画区域の基本理念

鶴岡：人 暮らし 自然 みんないきいき心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡

余目：「美田」と「花」に囲まれて、豊かな生活が実現するまち

三川：田園居住と都市が豊かな川で守られるまち



### ◆圏域の将来像

海・山・川・平野と歴史が育んだ  
豊かな生活（個性）を支える空間づくり

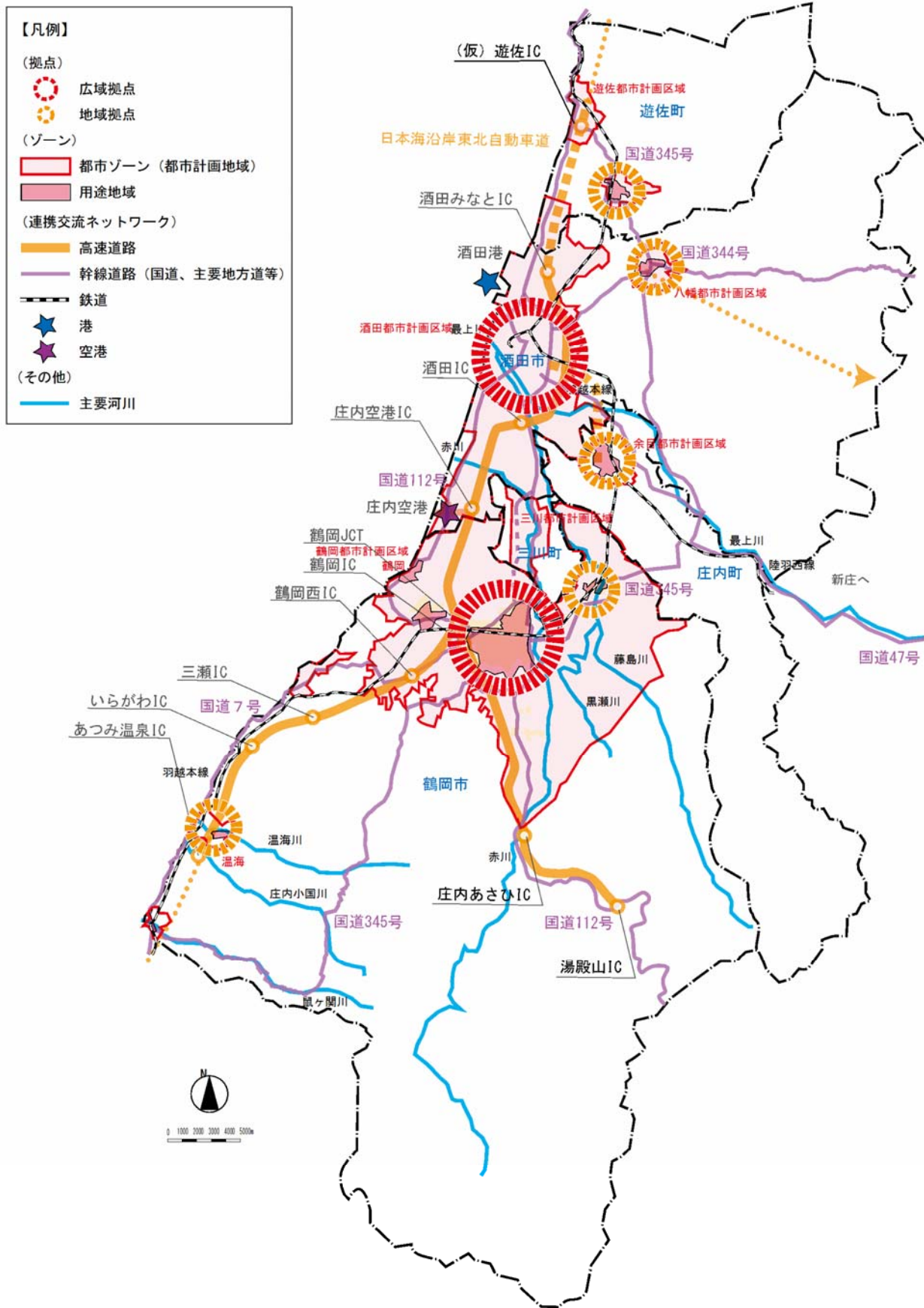
⑤ 庄内南部圏域の将来都市構造

圏域づくりの方針に基づき、都市計画区域ごとの各拠点の都市機能の役割分担、拠点間の連携により、拠点、ゾーン、連携交流ネットワーク基盤を位置づけ、将来都市構造を示します。

◆庄内南部圏域の将来都市構造の構成用途とその方向性

構成要素		設定の考え方	設定	方向性
拠点	広域拠点	広域圏の中心都に位置づけられる都市計画区域の中心的な市街地	(酒田、) 鶴岡	都市の中心として必要な機能の強化を図るとともに、相互に連携して庄内圏域の都市機能の強化を図ります。
	地域拠点	都市計画区域の主要な市街地(用途地域)	(遊佐、八幡、)余目、藤島、温海	広域拠点と連携し、地域の生活拠点、都市と農山村の交流拠点として、広域拠点との役割分担のもと、必要な都市機能の強化を図ります。
ゾーン	都市ゾーン	都市として一体的に整備、開発及び保全を図る必要のある区域	各都市計画区域	都市として一体的に整備、開発及び保全を図る区域とします。
	自然環境保全ゾーン	広域的な観点から保全が必要な山林、樹林、海辺等の自然景勝地として、面的な広がりを持つ区域	国立公園、国定公園、県立自然公園等	広域的な環境保全ゾーンとして、その機能の維持に努めます。
連携交流ネットワーク	道路		東北横断自動車道酒田線、日本海沿岸東北自動車道、幹線道路(国道、主要地方道等)	広域的な都市間交流基盤として、その活用を積極的に図ります。
	鉄道		JR 羽越本線、JR 陸羽西線	
	空港		庄内空港	
	港		酒田港	

◆庄内南部圏域の将来都市構造図



## (2) 目標年次

### 目標年次を、平成 42 年とします

- 本計画においては、概ね 20 年後の都市の姿をイメージし、「都市の将来目標」「主要な都市計画の決定方針」については平成 42 年を想定します。
- また、「区域区分」に関する事項及び「主要な都市計画の決定方針」のうち「主要な施設の整備目標」（自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針では「主要な緑地の確保目標」）に関する事項については、概ね 10 年後となる平成 32 年を想定します。
- 基準年次は平成 22 年とします。

## (3) 対象範囲

鶴岡都市計画区域の範囲及び規模は、次のとおりです。

区分	市町名	範囲	規模 (ha)	備考 (行政区域:ha)
鶴岡都市計画区域	鶴岡市	行政区域の一部	25,281	131,151

## 2. 都市の将来目標

### (1) 現状と課題

#### まちの姿

鶴岡都市計画区域は、平成 17 年 10 月 1 日に 1 市 4 町 1 村が合併して誕生した鶴岡市の鶴岡地域、藤島地域、羽黒地域、櫛引地域、朝日地域、温海地域により構成され、酒田市とともに庄内地方生活圏を代表する都市であり、古くは城下町として発展し、城下町の原型を今に残す数少ないまちとしても評価されており、その町割りには鶴岡固有のものとして大切にしていけるべきものです。また、月山のふもとから広がる田畑、日本海の風光明媚な海岸線、出羽三山の信仰文化、開湯 1 千年の名湯あつみ温泉等、歴史に培われた自然が残されており、鳥海山、月山、高館山、金峰山、母狩山、出羽三山などの遠方の山々と街並みとが一体となった景観を作り出しています。

#### 都市機能

都市機能に着目してみると、平成 3 年に庄内空港が開港、平成 9 年には山形自動車道が開通し高速交通ネットワーク化が図られたほか、国道 7 号バイパス、国道 112 号バイパスなどの整備が行われ、現在は日本海沿岸東北自動車道の進捗が進むなど、外環状道路の整備が進展しています。

一方、都市内では、幹線道路が整備途上にある他、市街地に目を向けると狭く入り組んだ道路が多く、都市交通や防災の面で課題となっています。

また、近年は、郊外で良好な居住環境が作られる一方、中心市街地では居住人口の減少や店舗・事業所の移転が進むなど、いわゆる「空洞化現象」が起きており、農村地域でも居住人口の減少が続き、集落の活力が低下してきているため、これからは市の中心部そして農村集落の両面で重点的な取り組みが必要となっています。

#### 高齢化社会

山形県では全国平均よりも早いスピードで高齢化が進んでおり、鶴岡市においても今後は高齢者の数や人口に占める割合が増加していくと見込まれています。高齢者数の増加と並行して、高齢者だけで構成される世帯が増えていくとみられています。まちで生活する人々の変化に適応したまちの姿にしていくことが求められています。



## (2) 基本理念と都市づくりの方向性

鶴岡都市計画区域における都市づくりの基本的な方向は次のとおりです。

人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡

### 1. 低・未利用地の有効利用によりコンパクトな市街地づくり

市街地は、既存用途地域内の低・未利用地の活用を優先し、効率的な都市運営を進めるとともに、農業は人々の生活を支える大切な産業であることの認識に立ち、市街地の周りに広がる農地を守ります。これらのことによって、都市づくりにおいて求められている環境に配慮した低炭素型都市づくりにも資するコンパクトな市街地づくりを目指します。また、既存集落についても、農林業関連事業との調整を図りつつ、集落の維持を目指します。

### 2. まちの中の賑わいづくり

まちの中の良さを再認識し、さまざまな人々が生活する場としての環境を整え、かつての賑わいを取り戻す都市を目指します。

### 3. 快適、安全で定住できる環境づくり

老朽化した木造建築物が建ち並ぶ地区などの防災活動に支障がある地区の解消や、道路や公共施設の段差等の障害を取り除くなどそれぞれのニーズに合った居住環境の改善や、高齢者が安心して住むために必要な公共交通サービスの向上等を図り、快適、安全で定住できる環境を目指します。

### 4. 風光明媚な自然と共に生きるまちの姿、眺めを大事にする都市づくり

街並みと遠くの景色が一体となった鶴岡固有の景観を後世に残せるよう、建築物の建て方についてルールづくりを行い、まちの姿や眺めを大事にする都市を目指します。

東田川文化記念館、加藤清正公ゆかりの地である天澤寺、丸岡城跡、羽黒山の国宝五重塔、田麦俣の多層民家などの歴史資源とともに、黒川能といった伝統文化、温海川に沿って形成された温泉街、市街地を取り囲む農地や屋敷林の田園風景についてもその個性を活かしていきます。

名勝摩耶山や庄内海浜県立自然公園に指定されている日本海の海岸線など風光明媚な自然や歴史などを活かしながら、自然と共に生きる美しい都市づくりを目指します。

### 5. 自然とふれあい、環境に負荷をかけない都市づくり

「自然との共生」を基本に、街の中の水辺や緑とふれあう空間づくりを進めるとともに、都市の活動が庄内を取り囲む月山山麓の山並み、赤川や藤島川をはじめとする河川、名勝摩耶山や庄内海浜県立自然公園に指定されている日本海の海岸線や日本海等の自然環境にできる限り影響を及ぼさないよう配慮するなど、自然とふれあい、環境に負荷をかけない都市を目指します。

### 6. 住民参加と交流による都市づくり

まちづくりを進めていくうえでは、住民と行政との協力関係が欠かせません。特に、人口が減少しつつある農村集落において、地域の活性化を図っていくためには、他地域との交流を活発化して、交流人口を増やしていくことが必要です。このため、住民が積極的に参加し、地域間交流を活かした都市づくりを目指します。

### (3) 地域ごとの将来像

#### 1) 幅広い世代の人々が生活し、交流の場として賑わう中心市街地

まちの中心部とそれを取り囲む昔からの地区の良さをもう一度見つめ直し、いろいろな生活スタイルを持った人々が住めるようにしていきます。

そのため、郊外に流出した商業機能や都市機能をまちの中に誘導し、鶴岡市の中心にふさわしい、人々が交流する拠点となる賑わいのあるまちづくりを進めます。

そして、歩いて暮らせるまちづくりを実現することで、まちなか居住人口の増加を促します。

#### 2) 歴史と伝統を受け継ぎ、個性的で魅力ある市街地

鶴岡市街地や大山市街地は、生活の変化に応じた新しい建築物、街並みを古くからある街並みに調和させ、良好な居住環境を引き続き守り育てていきます。湯野浜市街地は、温泉街としての風格ある街並みを形成するとともに、観光資源を活かし賑わいのあるまちづくりを進めます。

藤島地域の既存商店街や藤島駅前通りを中心とした昔からの市街地は、歴史的な街並みを残しつつ、藤島川の河川敷や、空き地等を活かした潤いのある交流の場の整備や、ふじの花を活かした藤島らしい景観の創出を図りながら、歩いて回遊できる活気のある市街地の形成を図り、国道 345 号沿道地区は、既存の商店街にも配慮しつつ、幹線道路に隣接する利点を活かした商業系の土地利用を維持します。

温海地域のあつみ温泉駅前等では地域の玄関口として地区の活性化を図り、あつみ温泉街では、温泉街の風情ある街並み形成を図ります。鼠ヶ関地区は、風光明媚な自然に囲まれた快適な居住地区として、自然美と融合した美しい街並みの形成を図っていくとともに、海岸沿いのスポーツ・レクリエーション施設へ訪れる観光客との交流による、にぎわいのある空間づくりに努めます。

#### 3) 快適でゆとりある住宅地

各地域で一戸建て住宅を中心に整備された地区では、これからも良好な居住環境を守り育てます。

#### 4) 庄内地域の拠点となる学術・産業系機能集積地

既存の工業団地及び現在整備が進められている庄内地方拠点都市の拠点地区（鶴岡北部）では、学術機能と産業系機能の集積を図り産業の高度化を推進します。

#### 5) 固有の文化・伝統を有する集落地域

各地域に点在する農村集落や海岸部の漁村集落はそれぞれ固有の文化・伝統を有しています。今後とも市街地とともに集落の発展とまちづくりを進めていきます。

### 3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

#### (1) 区域区分の有無

区域区分（線引き）を行います（市街化区域と市街化調整区域に分けます）

（理由）

- 鶴岡市は、区域区分を定め、無秩序な市街化を抑制して計画的な市街化を図っています。
- 人口は、平成 22 年で 136,623 人となっています。推移は、減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にあり、市街地周辺での開発が見られます。
- 将来は、日本海沿岸東北自動車道路が整備されるなど、庄内地方における開発ニーズが高まるものと考えられます。
- 市街地部を除く地域は、水田や豊かな自然が残る丘陵地が広がっており、これらをできる限り保全し、周辺の環境と調和した都市づくりを進めていく必要があります。
- 中心市街地においては、人口の流出や商業を取り巻く環境が厳しいことをふまえ、市街地の再整備と土地利用の誘導を積極的に推進していく必要があります。

以上のことから、区域区分を廃止した場合、無秩序な市街化が進展する可能性がまだ十分にあると考えられるため、今後も継続して、区域区分を定めるものとします。

#### (2) 区域区分の方針

##### ① 人口及び産業の見通し

###### ■人口

年次		平成 22 年 (基準年)		平成 32 年
人口				
都市計画区域 (千人)		107.2		99.8
市街化区域 (千人)		79.6		77.7
市街化調整区域 (千人)		27.6	22.1	

###### ■産業

年次		平成 22 年 (基準年)		平成 32 年
額・人口				
生産規模	工業出荷額 (億円)	2,694 (H17)		3,101
	商品販売額 (億円)	2,210 (H19)		1,551
就業者数	第 1 次人口 (千人)	6.6		5.1
	第 2 次人口 (千人)	19.6		14.1
	第 3 次人口 (千人)	39.8	36.5	

## ② 市街地の概ねの規模

市街地の概ねの規模は次のとおりとします。

	平成 22 年	平成 32 年
市街化区域の規模	約 2,326ha※ 1	約 2,327ha※ 2

※ 1 平成 22 年の鶴岡都市計画区域における市街化区域及び藤島、温海都市計画区域における用途地域の面積です。

※ 2 今回編入する区域を含めた市街化区域面積です。ただし、平成 32 年時点における保留フレームに対応する市街区域面積を含まないものとしています。

#### 4. 主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

鶴岡都市計画区域における土地利用は「2 都市の将来目標」に掲げた都市づくりの方向性に沿って計画的に進めます。特に、区域区分（線引き）を実施することをふまえ、農林漁業に十分配慮することはもとより、市街化区域内での効率的な土地利用が進むよう都市計画を定めていきます。

##### ① 主要用途の配置の方針

鶴岡都市計画区域内の主要な用途は、市街地の中心部に業務地・商業地を配置し、その周辺を住宅地が取り囲む配置を基本とします。それぞれの用途は、次のとおり都市計画区域の中に配置していきます。

###### 1) 業務地

市役所を中心とする地区を位置づけます

道路などの都市施設の整備と合わせて、都市機能を集積し、合理的な配置を進めます。

###### 2) 商業地

市街地内の既存商業地を位置づけます

JR 鶴岡駅前から本町地区周辺、大山、湯野浜市街地の既存商業地、藤島駅前通り沿道地区、温海地区のあつみ温泉駅前周辺とあつみ温泉街周辺、鼠ヶ関地区の鼠ヶ関駅前周辺を商業地区に位置づけます。

###### 3) 工業地

既存の工業団地を位置づけます

既に工場が立地している宝田地区、鶴岡西工業団地、国道 345 号と藤島川に面した藤島地域の用途地域南端、鼠ヶ関地区の国道 7 号と国道 345 号沿道周辺と鼠ヶ関湾周辺などは、今後とも周辺の環境と調和した工業地として整備します。

###### 4) 住宅地

市街地内の既存住宅及び現在の既存住宅地を位置づけます

市街地では、商業・業務との調和を図りながら住宅地を配置します。また、市街地周辺部や既存集落を中心として計画的に整備された地区では、一戸建て住宅中心の住宅地として良好な環境を維持します。

##### ② 市街地における建物の密度の構成に関する方針

中心市街地における建築物の高さについては、まちなかから山を眺める「眺望点」を確保するためのルールづくりを検討します。また、その他の建築物の密度構成については、山を眺める眺望に配慮しながらも、許容できる範囲で、主要用途別に次のとおりとします。

業務地	建築物の中層化を許容し、高密な利用を図ります。
商業地	限られた敷地の中で娯楽、文化、情報機能等の充実を図るため、建築物の中層化を許容します。
工業地	敷地内の緑化スペースを確保し、建築物の低密な利用を図ります。
住宅地	市街地内：地区の実情に応じて建築物の低・中密利用を進めます。
	その他の地区：戸建て住宅を主体とする建築物の低密利用を図ります。

### ③ 市街地における住宅建設の方針

#### ア) 景観に配慮した住宅・住宅地の整備を進めます

○住宅は、戸建て住宅・集合住宅を問わず、街並みや景観に大きな影響を与えます。地区計画などを活用し、景観の保全に努めます。

#### イ) 市街地の活性化に資する住宅供給を推進します

○家族や世帯のライフステージに合った住宅の供給を公的住宅の供給と合わせ、民間ディベロッパーに対しても多様な住宅供給を促します。  
○既存住宅の有効活用を図ります。

#### ウ) 住宅や宅地の計画的な供給を進めます

○土地区画整理事業等の開発と合わせ、民間開発を適切に誘導し、道路などの交通施設や生活関連施設に十分配慮した住宅・住宅地の整備を推進します。

### ④ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

市街地では、各地域の実情に応じた適切な土地利用について次のとおりとします。

#### 1) 土地の高度利用に関する方針

##### 鶴岡駅前地区では土地の高度利用を進めます

鶴岡駅前地区では、市街地開発事業等により道路・公園などの整備を進めながら、都市機能及び商業機能の拡充や防災性の向上を図るため、土地の高度利用を進めます。

#### 2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

##### 中心市街地では商業・業務・住宅のバランスのとれた複合配置を行います

##### 周辺の住宅地では建物の用途を制限します

市の中心部では、「歩いて暮らせるまち」を目指し、商業、業務、住宅それぞれの用途が適度に混じり合った土地の利用を進めます。あわせて、建物の複合化（一つの建物に、いろいろな用途（店舗や公共施設、住宅など）が入ったもの）も促していきます。

また、住環境の整った地区では、良好な状態をこれからも維持していくため、必要に応じ、建物の用途を制限していきます（用途の純化）。

#### 3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

##### まちの中の住環境を良くし、火災・地震などの災害に強いまちを目指します

道路や公園等の整備などにより防災性を高めて、火災・地震などの災害に強い安全な市街地の形成を目指します。

特に、木造建築物が建て込んでいる防災上危険な地区の緑化等を進め、市街地の不燃化及び耐震化を推進し、公共施設等の耐震・不燃化を促進します。あわせて広場などオープンスペースの確保とネットワーク化を図ります。

##### 地区計画を活用し、良好な住環境を維持します

地区計画などを活用し、住環境の維持、改善を進めます。

工業地については、企業の公害防止対策等が進むよう、県及び市が働きかけを行うとともに、周辺地域の居住環境への影響を考慮して、良好な住環境を維持します。

#### 4) 市街地内の緑地及び都市の風致に関する方針

##### 古くからある緑を保全し、緑化を推進します

古くからある住宅地や寺社境内の緑については、「都市景観賞」などの顕彰を行い、緑の保存に努めます。新しく市街地を整備する場合は、鶴岡市が策定した「緑の基本計画」に基づき、緑化協定、地区計画などを活用して緑を増やしていきます。

##### 自然と歴史、文化遺産を活かした景観形成を行います

豊かな自然や歴史、文化遺産を活かしつつ、新しいものとの調和を図りながら鶴岡らしい景観を作り出していきます。

#### 5) 市街地内の低・未利用地の利活用

##### 市街化区域の中では効率的な土地利用を進めます

市街地が無秩序に拡がることを抑え、土地の有効利用を図るため、未利用地の住宅化等を計画的に進めます。

また、工場や店舗の撤退によって生じた跡地の活用を進め、土地の有効利用を図っていきます。

#### ⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域です。そのため、土地の利用について次のとおり定め、農業や自然環境と調和させていきます。

##### 1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

##### 優良な農地を保全します

優良な農地を保全し、適切な農業施策を進めていきます。

やむを得ず開発する場合には必要最小限の規模とし、周辺の営農環境には特に配慮します。

##### 2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

##### 海岸沿いや中山間地域の丘陵地では市街化抑制、防災機能強化に努めます

海岸沿いや中山間地の丘陵地については、がけ崩れ、土砂流出等の危険がある箇所は市街化を抑制するとともに、砂防指定地、急傾斜地、災害危険区域、土砂災害警戒区域等の指定により、自然緑地の保全と防災機能の強化を図ります。

##### 3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

##### 月山山麓や温海岳一帯などの緑豊かな自然環境や高館山・金峰山一帯は親しめる自然として保全します

月山山麓の丘陵地や温海岳一帯などの山林は、緑豊かな自然環境を保全し、良好な景観形成を図る点から市街化を抑制します。

また、高館山（自然休養林、鳥獣保護区）一帯や、金峰山（国指定名勝、鳥獣保護区）一帯は、庄内海浜県立自然公園の一部にもなっており、身近な自然、親しめる自然として保全に努めます。

海岸部や河川などの自然環境を持つ水辺は、防災上の配慮を図りながら保全に努めます。

##### 赤川、藤島川などの河川を貴重な親水空間として適正に保全します

赤川、藤島川などの河川は、自然環境に配慮しながら貴重な親水空間と位置づけ、適正に保全します。

## 貴重な自然資源・観光資源を保全し、活用を図ります

史跡念珠関、名勝弁天島、天然記念物念珠の松などの恵まれた自然資源や観光資源の保全・活用を図ります。

### 4) 市街化調整区域における既存集落の秩序ある発展に関する方針

市街化調整区域における地域庁舎周辺は、地区サービスの拠点と位置づけ、地域の特性に配慮した快適な生活環境の整備を図ります。

市街化調整区域における既存集落については、市街化調整区域の整備・保全の方針に沿って、周辺環境との調和や良好な田園居住環境の形成を図りながら、集落の活性化、居住人口の回復、優良な農地の保全を図ります。



## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

##### ア) 交通体系の計画の方針

###### 広域交通網

近年、庄内地域における高速交通は、庄内空港に加え、東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）や日本海沿岸東北自動車道など高速交通体系の整備が進んでおり、高速バスの時間短縮が図られるなど着実に利便性が向上しています。

鶴岡都市計画区域では、広域的な都市間の交流連携を図るため、高速交通網の整備を引き続き進めるとともに、庄内空港、高速道路インターチェンジへのアクセス道路や周辺都市との連絡道路となっている国県道の機能の強化を進めます。

###### 都市内交通網

周辺都市などから中心市街地への交通の流入を円滑に処理するため、自動車交通とJR羽越本線や路線バス等の公共交通機関や自転車等との適切な役割分担と連携のもと、環状道路や都市内道路の整備を推進します。

都市防災の視点から、災害が発生した場合の被害を最小限にするとともに、救出活動や医療機関への搬送を円滑にするため、県内の防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ緊急輸送道路網として都市計画道路等を系統的に配置し、整備します。さらに、都市計画道路・公園・緑地等を計画的に配置、整備しネットワーク化を図り、快適な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保することで、地震や風水害等の災害発生時の防災機能を高めます。

都市内道路の整備に際しては街並みに配慮するとともに、住民や観光客へ配慮し、交通結節点などにおけるバリアフリー化や電線の地中化を進め、冬期間を含め誰もが使いやすい交通体系を整備します。

###### その他の交通施設

中心市街地、特に鶴岡駅前地区では、交通結節点の機能の充実を図るため、駅前広場におけるソフト施策の展開を図ります。

藤島駅前地区では、交通結節点の機能の充実や商業・業務地への支援を図るため、駅前広場等の整備を推進します。

###### 交通施設の整備の視点

道路の整備は、地域特性を活かしたまちづくりの観点や、社会的変化、これからの道づくりの考え方のほか、今後の実現性など現状に即して進めることとし、次の点に考慮して進めます。

- 関係する他の計画との整合性を図る
- 都市構造・土地利用との整合性を図る
- 道路機能を明確化する
- 地域住民の生活環境に与える影響
- 自然環境に与える影響

また、道路の新しい位置づけとして次の点に考慮して進めます。

- 歴史的な街並みに配慮した道路の整備

- 歩行者・自転車を中心とした道路の形成
- 賑わいとゆとりある歩行空間の確保
- 冬期も安全に歩ける道路の整備
- 公共機関や公園、歴史資源などのネットワークの確保

## イ) 整備水準の目標

おおむね 20 年後の都市づくりの基本的な方向の実現に向けた、交通体系の整備水準の目標を、次のとおりとします。

### i) 広域道路網

広域交通網については、広域交通体系を担う日本海沿岸東北自動車道の早期開通や、国道 345 号をはじめ周辺都市との連絡道路となっている国県道の整備を推進します。

事業予定の(都)鼠ヶ関温海線の整備、環状道路の完成、庄内空港や鶴岡インターチェンジの利便性の向上を目指します。

### ii) 都市内道路網

都市内交通網については、都市の骨格となる都市計画道路などの整備を推進し、良好な市街地の形成を目指します。

東西軸及び南北軸の完成を目指します。また、中心市街地の商店街や歴史・文化施設の回遊が可能な歩行者空間の形成、冬期間交通の安全性・定時性の確保を図るため、消融雪施設などの整備を促進し、1年間を通して快適な都市を目指します。

## 2) 主要な施設の配置の方針

### ア) 道路

上記 1) で述べた計画の方針に基づき、都市計画道路を次のとおり配置します。

#### i) 自動車専用道路（高規格幹線道路）

庄内地域と日本海沿岸の他の地域との交流促進を図る道路として、

(都) 温海鶴岡線（日本海沿岸東北自動車道）  
 (都) 鼠ヶ関温海線（日本海沿岸東北自動車道）

を位置付けます。

#### ii) 主要幹線道路

広域道路網や周辺市町村をつなぐ道路として

(都) 鶴岡三川線（国道 7 号）  
 国道 7 号  
 国道 112 号  
 国道 345 号  
 (主) 藤島由良線  
 (主) 余目温海線  
 (都) 羽黒橋加茂線 ((主) 鶴岡羽黒線)

を位置づけます。

市の中心部を通過する自動車の数を減らす環状道路や、市の中心部と直結する市街地骨格軸として

- 都市環状を形成する道路
  - (都) 文下清水線 (国道 7 号鶴岡バイパス)
  - (都) 道形櫛引線 (国道 112 号)
  - (都) 外内島井岡線 (国道 345 号南バイパス)
  - (都) 宝田本田線 (国道 112 号鶴岡北改良)
  - (一) 湯田川大山線
- 都市骨格を形成する道路
  - (都) 蛾眉橋豊浦線
  - (都) 鶴岡駅櫛引線 ((一) たらなき代鶴岡線)
  - (都) 道形黄金線 ((一) 鶴岡村上線)
  - (一) 藤島羽黒線
  - (一) 添川上藤島線
  - (一) 長沼八色木線
  - (都) 荻田岳ノ腰線 ((主) 余目温海線)
  - (都) 天魄線 ((一) 温海川木野俣大岩川線)

を位置づけます。

### iii) 駅前広場

市の表玄関、JR 鶴岡駅前を魅力あふれる空間にします

○その他の駅についても、バス、自動車、歩行者と鉄道との結びつきが良くなるよう、必要に応じ整備を進めていきます。

### イ) 鉄道など

鉄道やバス、空港などとの連携強化や人にやさしく利用しやすい交通システムなどを検討し、都市として利便性の高い公共交通体系の整備を目指します。

## 3) 主要な施設の整備目標

おおむね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

区 分	名 称	整備区間
自動車専用道路	(都) 鼠ヶ関温海線 (日本海沿岸東北自動車道)	全線
主要幹線道路	(都) 宝田本田線 (国道 112 号鶴岡北改良)	全線
	(都) 羽黒橋加茂線 ((主) 鶴岡羽黒線)	神明町～苗津町地内
	(都) 道形黄金線 ((一) 鶴岡村上線)	馬場町地内
	(都) 藤島駅笹花線 ((一) 添津藤島停車場線)	全線
	(一) 湯田川大山線	白山地内

## ② 下水道及び河川の整備の方針

### 1) 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### i) 下水道

下水道の整備は市街化の動きとあわせ、効率的に進めます

下水道は、都市の環境を良くし、川や海の水質保全、浸水の防除のために不可欠なものであるため、公共下水道と農業集落排水など、地域にあった下水処理方法を組み合わせた整備を市街化の動きとあわせ、効率的に進めます。

##### ii) 河川

河川改修は景観と調和させ、安全で潤いのある水辺空間を整備します

河川の特徴や動植物の生態をよく把握し、良好な動植物の生息・生育環境について可能な限り保全・復元を図ります。

#### イ) 整備水準の目標

##### i) 下水道

おおむね 20 年後の都市づくりの基本的な方向の実現に向けた、下水道の整備水準の目標を、次のとおりとします。

	平成 22 年	平成 42 年
公共下水道（污水）整備率	89%※1	100%

※1：山形県の都市計画（資料編） 平成 23 年 3 月 31 日現在

また、雨水排水については、過去の浸水被害の状況や市街地開発の計画を踏まえた整備を図ります。

##### ii) 河川

おおむね 20 年後の都市づくりの基本的な方向の実現に向けた、河川の整備の目標を、次のとおりとします。

○河川の氾濫から住民の生命、財産を守るため、より効果的な施設整備を進めるとともに、急峻な地形により豪雨時に河川の氾濫の恐れがある箇所について、河川改修を目指します。

○洪水時の避難、水防活動の円滑で効率的な実施に役立てるために洪水ハザードマップの更なる周知に努めるとともに、河川管理者と連携し、河川管理の高度化を図り、また、インターネットなどを通じた情報提供に努めます。

### 2) 主要な施設の整備目標

おおむね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

#### i) 下水道

公共下水道事業

## ii) 河川

赤川河川改修事業 湯尻川河川改修事業 矢引川河川改修事業
------------------------------------

### ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

##### 教養文化施設の整備を積極的に進め、新しい鶴岡の創造に努めます

教養文化施設の整備を積極的に進め、鶴岡の持つ歴史と文化を継承しながら、新たな文化を生み出す鶴岡の創造に努めていきます。

また、新しく市街地を整備する際は、快適で利便性の高い生活環境を創造するため、保健福祉施設や学校などの教養文化施設といった公共施設が適切に配置されるようにしていきます。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地は、防災や自然環境との調和に配慮し、道路や公園などを一緒に整備します

市の中心部で都市機能を充実させ、市民と協力して施設やまちなみの整備を進めます

住環境の改善、防災性能の向上を図るため必要な都市計画を進めます。また、中心市街地の整備は、まちなかに残る歴史的な街並みとの調和に配慮して、官公庁など公共施設の集積を図り、必要な都市計画を定めます。

その他、地方拠点法※により位置づけられた拠点地区については、その整備促進に努めます。

※地方拠点法：地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(以下「地方拠点法」といいます。)は、平成4年5月29日に制定され、6月5日に公布されました。地方拠点法は、地方拠点都市地域について、都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進し、これにより、地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるような地域を育成することなどを目的として制定されたものです。鶴岡市は、平成5年に拠点地区の指定を受けています。

② 市街地整備の目標

おおむね今後10年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

事業の種別	名称

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 基本方針

海岸部の緑、史跡の緑、屋敷林・神社境内の緑を保全し、活用します

広域公園の整備を進め、都市公園・緑地の質を高めます

街の中の川や幹線道路を軸とした「緑の軸」をつくります

街の中を中心に、身近な公園の整備を進めます(公園空白地域の解消に努めます)

鶴岡都市計画区域には、月山のふもとから広がる田畑、磐梯朝日国立公園や庄内海浜自然公園などの森林、日本海、赤川などの水辺の空間など、緑と水に恵まれた自然環境と、鶴岡公園や藤島歴史公園などの公園緑地がありますが、特に中心市街地では公園や緑地が不足しており、快適で安全な都市生活を確保するため、次の基本方針のもと、自然的環境の整備・保全及び公園緑地の整備を進めます。

2) 緑地の確保目標水準

おおむね20年後の都市づくりの基本的な方向の実現に向けた、緑地の確保目標水準を、次のとおりとします。

	平成22年	平成42年
一人当たりの公園等面積※1	10.9 m <sup>2</sup> /人※2	20 m <sup>2</sup> /人以上

※1：都市計画公園・緑地以外の公園(児童公園、農村公園等)を含みません。

※2：山形県の都市計画(資料編)H23年3月31日現在

## ② 主要な緑地の配置の方針

緑地を大きく3つに分け、それぞれの特徴・目的に沿った整備を進めます。

### 1) 環境保全・景観のための緑地

○月山山麓に連なる山地や母狩山山麓の山々、金峰山、高館山、赤川、藤島川、温海川、鼠ヶ関川とその支流河川、庄内平野は野生生物の生息地であり、郷土景観のシンボルにもなっているので、積極的に保全を図ります。

○鶴ヶ岡城址（鶴岡公園）の整備・活用を進めます。

### 2) レクリエーションのための緑地

○日本海沿岸部や赤川河川緑地、高館山・金峰山周辺の自然公園地域等を位置づけ、自然的環境の保全や利用・活用を進めます。

○地域住民の日常的なレクリエーション空間として、身近な公園（街区公園、近隣公園）や大規模な公園（地区公園、総合公園）の整備を図ります。特に鶴岡公園は憩いとゆとりの中心的な役割を、小真木原公園はスポーツレクリエーションの中心的な役割をもたせ、整備を進めます。

○海洋性レクリエーション基地の拠点として、平成9年に開設されたマリパークねずがせきを位置づけ、地区住民や観光客の利用拡大に努めます。

### 3) 防災のための緑地

○近隣公園や総合公園等は、災害が起きたときの避難地としての役割に留意した配置計画を定めます。

○工業団地に隣接・近接する住宅地との間には緩衝緑地帯を設けます。また、市街地での延焼を防ぐ緑地として、市街地内の樹林地や河川の保全を図ります。

## ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

### 1) 都市計画公園・緑地等の配置方針

都市計画公園及び緑地等の配置方針は次のとおりとします。

公園緑地等の種別	配置の方針
街区公園等	約500m間隔に1か所の割合で確保整備を図ります。
近隣公園	約1,000m間隔に1か所の割合で確保整備を図ります。
総合公園	鶴岡公園の整備を進めます。
運動公園	小真木原公園の充実・整備を図ります。
その他公園緑地等	緑地として赤川河川緑地等を位置づけ、親水機能、屋外レクリエーション機能の整備を図ります。また、大山公園や都沢公園等の特殊公園の整備を図ります。

### 2) 緑地保全地区・風致地区等の指定方針

社寺林等の樹林地、自然環境の良好な丘陵地などを対象に、指定します

その他、市街地やその周辺の貴重な緑を保全し、環境、美観、風致を維持するために保存樹制度などを活用します。

④ 主要な緑地の確保目標

概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。

種別	名称
総合公園	鶴岡公園